

平成28年6月30日

保護者 各位

宮城県登米総合産業高等学校長 鈴木 琢也

(公印省略)

平成28年度高等学校等就学支援金について (通知)

このことについて、平成28年6月までの就学支援金受給が決定されておりますが、平成28年7月から平成29年6月までの就学支援金を継続受給するためには収入状況の届出をする必要があります。

つきましては、下記のとおりご提出ください。

1 受給申請をする方の提出書類

(1) 高等学校等就学支援金収入状況届出書

(2) 平成28年度市町村民税所得税所得割額が記載された書類

※(1)の記入例が7ページに、(2)の詳細は5～6ページにありますのでご覧ください。

2 収入状況の届出をしない方、受給権を放棄する方の提出書類

(1) 高等学校等の就学支援金に関する申出書

※記入例が8ページにありますのでご覧ください。

3 提出期限及び提出先

提出期限：平成28年7月15日(金) ※期限厳守でお願いします。

提出先：封筒に厳封のうえ、お子様を通じて担任へ提出してください。

なお、手続きの詳細は別添「～「収入状況の届出」の手続きについて～」をご覧ください、ご不明な点等ございましたら下記担当までお問い合わせください。

担当：事務室 小野寺

TEL：0220-34-4666

就学支援金が認定された方へ

～「収入状況の届出」の手続きについて～

平成28年6月までの就学支援金の受給が決定されております。7月から翌年6月までの就学支援金を継続受給するためには、収入状況の届出として、以下の書類の提出が必要になります。

なお、収入状況の届出は、就学支援金の受給が決定された方全員が提出する必要があります。保護者等の平成28年度の市町村民税所得割額の合計が304,200円以上の場合や受給を辞退する場合は、2ページの手続きに代えることもできますので、御覧ください。

収入状況の届出が無い場合は、7月から翌年6月までの就学支援金が一時差し止めとなりますので、御注意願います。

●提出する書類

以下の2つの書類を学校の事務室へ提出してください。

- (1) 高等学校等就学支援金収入状況届出書
- (2) 保護者等^{※1}の平成28年度の市町村民税所得割額^{※2}が記載された書類

※1 保護者等とは、原則として親権者となります。市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算により判断します。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に該当します。（保護者等の判断基準については、4ページ参照）

※2 市町村民税所得割額が記載された書類とは、以下の書類（5～6ページ参照）となりますので、いずれかを提出してください。

- ・市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し
- ・市町村民税納税通知書の写し
- ・市町村民税課税（非課税）証明書の写し

（・H28.1.1現在、生活保護受給世帯については、生活保護受給証明書（原本）でも可）

●提出方法及び提出期限

配付した提出用封筒に氏名等を記入，厳封した上で**平成28年7月15日（金）**までに学校の事務室へ提出してください。やむを得ない理由で提出できない場合は、学校の事務室へ御相談ください。

●授業料の納入について

上記期限までに収入状況届出書が提出された場合（市町村民税所得割額が記載された書類を提出した場合に限る。），以下のとおり，第2期分の授業料の徴収期限を変更します。継続受給が決定されれば，授業料は納入しなくてもよくなりますが，もし，継続受給とならなかった場合，以下の徴収期限までに授業料を納入していただくことになります。

- ・平成28年度第2期（7-9月分） 徴収期限 平成28年8月15日 → 変更後の徴収期限 平成28年11月15日
- ・平成28年度第3期（10-12月分） 徴収期限 平成28年11月15日
- ・平成28年度第4期（1-3月分） 徴収期限 平成29年2月15日
- ・平成29年度第1期（4-6月分） 徴収期限 平成29年5月15日

●今後の就学支援金の受給手続き

2年次，3年次（定時制・通信制は4年次）の7月に同様の手続きにより書類を提出していただくことになります。記入していただく書類等はその都度，配付します。

●その他

偽りその他の不正の手段により，就学支援金を受給した場合は，国税徴収の例により返還を求めます。

（裏面の注意事項も御覧ください。）

～注意事項～

(1) 平成28年度の市町村民税所得割額の合計が304,200円以上の場合

就学支援金は継続受給とはなりません。課税証明書等の取得に要する経費が発生するなどの理由から、平成28年度の市町村民税所得割額が記載された書類を提出しない場合は、「高等学校等就学支援金に関する申出書」でその旨の申し出を行うことができます。この申し出により、7月から翌年6月までの就学支援金の受給が一時差し止めとなります。

申出書の記入方法については、8ページを御覧ください。

ただし、この申し出をした場合は、徴収期限は変更されず、以下の徴収期限により授業料を納入していただくことになります。

(2) 受給を辞退する場合

就学支援金の受給を辞退する場合には、「高等学校等就学支援金に関する申出書」でその旨の申し出を行うことができます。この申し出により、7月からの就学支援金を受給する権利を放棄することになりますが、受給要件を満たしている場合は、後日、受給資格認定申請を行い、申請した月から受給することができます。

申出書の記入方法については、8ページを御覧ください。

ただし、この申し出をした場合は、徴収期限は変更されず、以下の徴収期限により授業料を納入していただくことになります。

[授業料の徴収期限]

・平成28年度第2期(7-9月分)	徴収期限	平成28年8月15日
・平成28年度第3期(10-12月分)	徴収期限	平成28年11月15日
・平成28年度第4期(1-3月分)	徴収期限	平成29年2月15日
・平成29年度第1期(4-6月分)	徴収期限	平成29年5月15日

● 保護者等に変更が生じた場合

保護者等が増えた場合(再婚等)で市町村民税所得割額が304,200円以上となった場合は、その事由が発生した日の翌月(月の初日の場合はその月)から受給資格を失い、就学支援金は受給停止となります。また、保護者等が欠けた場合(離婚等)で、市町村民税所得割額が304,200円未満となった場合は、届出のあった月の翌月(月の初日の場合はその月)から受給できますので、学校事務室へ御連絡ください。

● 課税額に変更が生じた場合

所得税の更正又は決定により、市町村民税所得割額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の市町村民税所得割額が記載された書類を学校事務室へ提出してください。

● 生徒が休学する場合

病気等やむを得ない理由で休学する場合は、就学支援金の受給を停止する手続きが必要になりますので、学校事務室へ御連絡ください。

6月まで認定決定（受給決定）された方の7月の手続き
 ～7月から翌年6月までの就学支援金を受給するためには～

市町村民税所得割額が記載された書類（＝課税証明書等）で
 平成28年度の市町村民税所得割額を確認してください。

保護者等の市町村民税所得割額の
 合計が
 304,200円未満

保護者等の市町村民税所得割額の合計が
 304,200円以上

①収入状況届出書と
 ②平成28年度の市町村民税所得割額が記載された書類を学校に提出してください。
 （※市町村民税所得割額の金額に関わらず、収入状況の届出を行っていただく必要があります。）

収入状況届出書を提出した場合
 （市町村民税所得割額が記載された書類を提出した場合に限る。）
 第2期分の授業料の徴収期限が3ヶ月延長されます。
 審査後、
 304,200円未満の場合は、「変更支給決定通知」、
 304,200円以上の場合は、「受給資格消滅通知」が
 学校から9月上旬頃に通知されます。
 ※304,200円未満の場合は、「変更支給決定通知」により7月
 ～翌年6月の受給が継続されることとなります。

(1) または (2) の場合

(1) 市町村民税所得割額が304,200円以上で所得割額が記載された書類を提出しない場合

(2) 就学支援金の受給を辞退する場合

「申出書」(2) 及び
 (理由) の1にチェック
 します。

「申出書」(3) 及び
 (理由) の4にチェック
 します。

「変更支給決定」
 （＝継続受給）
 となった場合
 第2期から翌年度第1期ま
 での授業料は納入しな
 くてもよくなります。

「受給資格消滅」
 となった場合
 第2期から翌年度第1期
 までの授業料は納入し
 ていただくことにな
 ります。

第2期から翌年度第1期までの授業料は納入していただくこととなります。

【徴収期限】
 平成28年度
 第2期 平成28年8月15日
 第3期 平成28年11月15日
 第4期 平成29年2月15日
 平成29年度
 第1期 平成29年5月15日

ただし、保護者等に変更が生じた場合等、受給停止となる場合がありますので、2ページ下欄を御確認ください。

【徴収期限】
 平成28年度
 第2期 平成28年11月15日
 第3期 平成28年11月15日
 第4期 平成29年2月15日
 平成29年度
 第1期 平成29年5月15日

「支払の一時差止め通知」が学校から9月上旬頃に通知されます。

「受給資格消滅通知」が学校から9月上旬頃に通知されます。

翌年7月には、平成29年度の市町村民税所得割額により申請又は届出を行うこととなります。

市町村民税所得割額が記載された書類とは

1 給与所得者（主にサラリーマン）の場合（特別徴収（給与から住民税が差し引かれている）の方）

給与所得者の方で、勤務先がひとつで、給与所得以外に不動産収入などの収入がない場合は、毎年6月頃に勤務先から配付される「平成28年度の市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写しを提出してください。

提出は、一部分だけではなく、全体をコピーして学校へ提出してください。

平成28年度 給与所得等に係る市市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分 総所得金額①	課税標準	総所得② 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	所得割額③ 所得割額④ 所得割額⑤ 所得割額⑥
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計⑦	扶養親族該当区分 同居 16歳未満 その他 配偶者 同居親族 同居親族 同居親族	市町村民税所得割額が記載されています。 保護者の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満であれば就学支援金の対象となります。 県民税所得割額や均等割額は含めません。	

保護者等（＝親権者。父母がいる場合は父と母の両方。）の書類（コピー）を提出してください。

※次の方は、配偶者の書類を省略することができます。所得控除欄の「配偶者」欄を確認してください。
「配偶者」の欄に330,000円又は380,000円と記載がある（＝配偶者控除を受けている）ことが確認でき、かつ、市町村民税所得割額が301,200円未満の場合。
→ 例) 父の「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で配偶者控除を受けていることが確認でき、かつ、父の市町村民税所得割額が301,200円未満であれば、母の課税証明書等の提出は省略できます。

※「配偶者」の欄が空欄又は0円の方、「配偶者特別」の欄に金額がある方は、保護者等（親権者全員分）の課税証明書等の提出が必要です。

2 主に個人事業者の場合（給与所得者以外の方）

主に個人事業者の方や、勤務先で給与から住民税が差し引かれていない方は、今年6月頃に市町村が発行した「平成28年度市町村民税・県民税納税通知書」の写しを提出してください。

提出は、市町村民税所得割額と、配偶者控除又は配偶者特別控除が表示されているページ全体をコピーして学校へ提出してください。

市町村民税・県民税の税額を決定しましたので、通知いたします。

仙合市長

納付済通知書は、厳密な数字計算書で決定します。
お願いで済んだり折り曲げたりしないでください。

市町村民税	県民税
所得割額①	
所得割額②	
所得割額③	
所得割額④	
所得割額⑤	
所得割額⑥	
所得割額⑦	
所得割額⑧	
所得割額⑨	
所得割額⑩	
所得割額⑪	
所得割額⑫	
所得割額⑬	
所得割額⑭	
所得割額⑮	
所得割額⑯	
所得割額⑰	
所得割額⑱	
所得割額⑲	
所得割額⑳	
所得割額㉑	
所得割額㉒	
所得割額㉓	
所得割額㉔	
所得割額㉕	
所得割額㉖	
所得割額㉗	
所得割額㉘	
所得割額㉙	
所得割額㉚	
所得割額㉛	
所得割額㉜	
所得割額㉝	
所得割額㉞	
所得割額㉟	
所得割額㊱	
所得割額㊲	
所得割額㊳	
所得割額㊴	
所得割額㊵	
所得割額㊶	
所得割額㊷	
所得割額㊸	
所得割額㊹	
所得割額㊺	
所得割額㊻	
所得割額㊼	
所得割額㊽	
所得割額㊾	
所得割額㊿	

市町村民税所得割額が記載されています。
保護者の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満であれば就学支援金の対象となります。
県民税の所得割額は含めません。

納付済通知書は、厳密な数字計算書で決定します。
お願いで済んだり折り曲げたりしないでください。

この通知書で終わる額

(2主に個人事業者の場合(給与所得者以外の方)の続き)

所得控除等		控除前所得控除額	変更後所得控除額	
総額控除				本人
医療費控除				本人
社会保険料控除				本人
小規模企業共済等掛金控除				小規模
生命保険料控除				本人
地震保険料控除				本人
配偶者控除				本人
配偶者控除	普通	A	A	本人
配偶者控除	特別	A	A	本人
配偶者特別控除				本人
扶養控除				本人
特定扶養親族	A	A	A	本人
老人扶養親族	A	A	A	本人
同居老親等扶養親族	A	A	A	本人
その他の扶養親族	A	A	A	本人
障害者等の扶養親族(障害者)	A	A	A	本人
障害者等の扶養親族(障害者)	A	A	A	本人
基礎控除				本人
控除合計				本人

保護者等(=親権者。父母がいる場合は父と母の両方。)の書類(コピー)を提出してください。

※次の方は、配偶者の書類を省略することができます。所得控除欄の「配偶者控除」欄を確認してください。

「配偶者控除」の欄に330,000円又は380,000円と記載がある(=配偶者控除を受けている)ことが確認でき、かつ、市町村民税所得割額が301,200円未満の場合。

→ 例) 父の「市町村民税・県民税納税通知書」で配偶者控除を受けていることが確認でき、かつ、父の市町村民税所得割額が301,200円未満であれば、母の課税証明書等の提出は省略できます。

※「配偶者控除」の欄が空欄又は0円の方、「配偶者特別控除」の欄に金額がある方は、保護者等(親権者全員分)の課税証明書等の提出が必要です。

※非課税世帯については、5も併せて御覧ください。

3 上記の1又は2に当てはまらない方、もしくは書類をお持ちでない方

上記の1又は2に当てはまらない方や、1の「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」も、2の「市町村民税・県民税納税通知書」もお持ちでない方は、平成28年1月1日に住所を有する市区町村の窓口で発行される「平成28年度市町村民税課税(非課税)証明書」(写し可)を提出してください。

《注意》

(1) 保護者全員の方の書類が必要ですが、配偶者の収入が100万円以下で、配偶者控除を受けていることが「平成28年度市町村民税課税(非課税)証明書」で確認できれば、配偶者の書類の提出を省略できます。

※非課税世帯については、5も併せて御覧ください。

(2) 市町村によっては、「課税証明書」に配偶者控除の記載が無い場合もありますので、市区町村窓口で証明書を取得される場合には、市町村民税所得割額と配偶者控除の両方が記載されている証明書の発行を受けてください。

平成28年度市町村民税課税(非課税)証明書の発行開始時期は市区町村により異なりますので発行市区町村に確認してください。

なお、「課税(非課税)証明書」の発行には手数料が必要となり、市区町村によって手数料の額が異なります。発行を受けるためには、申請者(本人)を確認できるもの等が必要になりますので、各市区町村に確認してください。

4 生活保護を受けている世帯の場合

平成28年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯の場合は、「市町村民税課税(非課税)証明書」の代わりに、「生活保護受給証明書(原本)」を提出することもできます。

5 市町村民税所得割額が非課税世帯の場合

保護者の市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象とした、「高校生等奨学給付金(旧 奨学のための給付金)」を申請する際に、平成28年度市町村民税課税(非課税)証明書の提出が必要になりますので、あらかじめ、平成28年度市町村民税課税(非課税)証明書を御準備ください。「高校生等奨学給付金」は、保護者の市町村民税所得割額が非課税であることが支給要件になるため、配偶者控除を受けていても、課税(非課税)証明書の提出が必要です。

なお、「高校生等奨学給付金」の申請方法等については、後日、御案内いたします。

「高校生等奨学給付金」ホームページ: <http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-kan-shogakukyuhu/>

〈受給資格認定申請書の記入例〉

様式第1号 (第3条第1項、第10条第2項並びに第11条第1項及び第2項関係)

平成28年7月10日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書 (初回時)
高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書 (2回目以降)
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

(次の2つの事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。)
この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	みやぎ	いちらう
生徒の氏名	姓 宮城	名 一郎

生徒の生年月日	昭和 12 年 5 月 20 日
生徒の住所	〒980-0014 宮城県 仙台市 青葉区本町3-8-1
保護者等の連絡先	090-1111-1234 (携帯) ・ 自宅 ※日中、連絡がとれる電話番号を記入してください。
生徒が在学する学校の名称	宮城県登米総合産業高等学校

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等(修業年限が3年未満のもの)を除きます。を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし、支給停止期間等は含めません。)

現在の学校の在学期間	宮城県登米総合産業高等学校 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科 産業学校 (全日制)
過去の学校の在学期間	立 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)
 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 7月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。)における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

- (2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。
- ① 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
- 親権者1名分 (7から9までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設長の長である場合は、④からのいずれかの口にレ印を付けてください。)
- ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかでない場合
- イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していない市町村民税所得割を課されていない場合
- ウ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するもの、
・親権者の1人が親権者によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
- ③ 未成年後見人 名
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)
(未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
- ④ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
- ⑤ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合
・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
- (2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。
- ⑥ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
- ⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していない市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	宮城 太郎	生徒との続柄	父
氏名	宮城 花子	生徒との続柄	母

※収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
(収入の状況に変更があった場合は、収入の修正申告や税額更正決定による市町村民税所得割の変更、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更等があった場合です。)

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)
 就学支援金を授業料に充てることにも、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

<申出書記入例：市町村民税所得割額の合計が304,200円以上の場合>

平成28年7月1日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金に関する申出書

私は、以下のとおり申し出ます。 (いずれが該当するものにレ点を付けてください。)

- (1) 高等学校等就学支援金の支給資格の認定を申請しません。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ません。
- (3) 現在有している高等学校等就学支援金の受給権を 月 日以降、放棄します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。)

ふりがな	あおは じろう	
生徒の氏名	姓	名
	青葉	二郎

生徒の生年月日	昭和 11 年 10 月 20 日 平成
生徒の住所	〒980-0014 宮城県 仙台市 青葉区本町3-8-1
保護者等の連絡先	〒 090 - 1111 - 1234 (携帯) ・ 自宅 ※日中、連絡がとれる電話番号を記入してください。
生徒が在学する学校の名称	宮城県登米総合産業高等学校

(1) 及び (2) の場合、いずれが該当するものにレ点を付けてください。

(理由)	
<input checked="" type="checkbox"/>	1. 市町村民税所得割額が基準額以上であるため
<input type="checkbox"/>	2. 過去に、高等学校等を卒業又は修了したことがあるため
<input type="checkbox"/>	3. 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制の場合は48月)を超えているため
<input type="checkbox"/>	4. (上記1～3のいずれにも該当しない場合で) 就学支援金の受給を希望しないため
<input type="checkbox"/>	5. その他 ()

留意事項

上記4の理由により、本申出書を提出した後に、高等学校等就学支援金の受給を希望する場合には、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書を宮城県教育委員会(学校長経由)に提出し、その提出のあった月分から支給されます。

学校受付日 平成 年 月 (学校において記入。)

<申出書記入例：受給を辞退する場合>

平成28年7月1日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金に関する申出書

私は、以下のとおり申し出ます。 (いずれが該当するものにレ点を付けてください。)

- (1) 高等学校等就学支援金の支給資格の認定を申請しません。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ません。
- (3) 現在有している高等学校等就学支援金の受給権を 7 月 1 日以降、放棄します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。)

ふりがな	あおは じろう	
生徒の氏名	姓	名
	青葉	二郎

生徒の生年月日	昭和 11 年 10 月 20 日 平成
生徒の住所	〒980-0014 宮城県 仙台市 青葉区本町3-8-1
保護者等の連絡先	〒 090 - 1111 - 1234 (携帯) ・ 自宅 ※日中、連絡がとれる電話番号を記入してください。
生徒が在学する学校の名称	宮城県登米総合産業高等学校

(1) 及び (2) の場合、いずれが該当するものにレ点を付けてください。

(理由)	
<input type="checkbox"/>	1. 市町村民税所得割額が基準額以上であるため
<input type="checkbox"/>	2. 過去に、高等学校等を卒業又は修了したことがあるため
<input type="checkbox"/>	3. 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制の場合は48月)を超えているため
<input checked="" type="checkbox"/>	4. (上記1～3のいずれにも該当しない場合で) 就学支援金の受給を希望しないため
<input type="checkbox"/>	5. その他 ()

留意事項

上記4の理由により、本申出書を提出した後に、高等学校等就学支援金の受給を希望する場合には、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書を宮城県教育委員会(学校長経由)に提出し、その提出のあった月分から支給されます。

学校受付日 平成 年 月 (学校において記入。)